

(令和 8 年 3 月)

生活保護法による指定介護機関のみなさまへ

生活保護法による介護扶助の実施にあたっては、生活保護制度の趣旨を十分ご理解の上、介護サービスの提供等に努めていただきますようお願いいたします。

1 介護サービスの提供について

指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、別添の「指定介護機関介護担当規程」、「生活保護法第 5 4 条の 2 第 5 項において準用する同法第 5 2 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬」に基づき、適切に介護サービスを提供していただく必要があります。

なお、生活保護受給者に係る介護サービスの給付に関する事務及び給付状況については、個別に指導を行う場合もあります。その際は別途お知らせしますので、ご協力をお願いします。

2 指定介護機関の届出事項について

指定介護機関は、事業所・開設者等について異動が生じた場合、所在地を管轄する福祉事務所へ次の届出を行ってください。

区 分	事 項 例
変 更 届	事業所又は開設者の名称、所在地を変更した場合
廃 止 届	事業者や指定を受けた事業を廃止する場合
休 止 届	事業所を休止する場合

3 不適切な事案等への対応について

○過去の不正事案等への対応

必要と認める事項の報告若しくはサービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、実地に検査等をさせることがあります。（法第 5 4 条の 2 第 5 項で読み替えて準用する法第 5 4 条関係）

○不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により介護の給付に要する費用の支弁を受けた指定介護機関があるときは、当該介護機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することがあります。（法第 7 8 条第 2 項関係）

指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日厚生省告示第191号)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は行わない。
- 六 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 七 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 八 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 九 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

福 祉 事 務 所 一 覧

生活保護（介護扶助）についてご不明な点等は、遠慮なく最寄りの福祉事務所等へお問い合わせください。

（令和 8 年 1 月 1 日現在）

福祉事務所名	住 所	電話番号 (生活保護担当)	管轄地域
（市部）			
下関市福祉事務所	〒750-8521 下関市南部町 1-1	083-231-1172	下関市
宇部市福祉事務所	〒755-8601 宇部市常盤町 1-7-1	0836-34-8312	宇部市
山口市福祉事務所	〒753-8650 山口市亀山町 2-1	083-934-2791	山口市
萩市福祉事務所	〒758-8555 萩市江向 5 1 0	0838-25-3236	萩市・阿武郡阿武町
防府市福祉事務所	〒747-8501 防府市寿町 7-1	0835-25-2289	防府市
下松市福祉事務所	〒744-8585 下松市大手町 3-3-3	0833-45-1834	下松市
岩国市福祉事務所	〒740-8585 岩国市今津町 1-14-51	0827-29-5071	岩国市
光市社会福祉事務所	〒743-0011 光市光井 2-2-1 (あいぱーく光)	0833-74-3004	光市
長門市福祉事務所	〒759-4101 長門市東深川 1339-2	0837-23-1155	長門市
柳井市社会福祉事務所	〒742-8714 柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111(代)	柳井市
美祢市福祉事務所	〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326-1	0837-52-5227	美祢市
周南市福祉事務所	〒745-8655 周南市岐山通 1-1	0834-22-8453	周南市
山陽小野田市福祉事務所	〒756-8601 山陽小野田市日の出 1-1-1	0836-82-1176	山陽小野田市
（郡部）			
周防大島町福祉事務所	〒742-2806 大島郡周防大島町大字西安下庄 3920-21 (たちばなケアプラザ)	0820-77-5505	大島郡周防大島町
東部社会福祉事務所 (柳井健康福祉センター 福祉部保護課)	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3	0820-22-3777	玖珂郡和木町 熊毛郡(上関町・田布施町・平生町)